

千葉県保健医療計画（平成 28 年 3 月一部改定） における不足病床の配分の考え方等について

1 一般病床及び療養病床

- ① 病床の配分に当たっては、千葉県保健医療計画（平成 23 年 4 月策定、平成 28 年 3 月一部改定）における医療提供体制の整備方策との整合性を図る必要がある。
- ② 具体的には、二次保健医療圏ごとに特段に整備すべき機能並びに地元市町村、地区医師会及び地域医療構想調整会議等の意見を考慮し、下記の優先順位により、基準病床数の範囲内で配分を行う。
- ③ 医療法第 7 条第 3 項の規定により、知事の許可を受けなければならないとされている有床診療所についても病床配分の対象とする。
- ④ 過剰な病床機能区分の病床を整備しようとする場合において、書面によりその理由等が明確にされた病床の整備計画については、配分について配慮する。
- ⑤ 平成 31 年 3 月までの着工を条件とする。

◆ 優先順位

- 1 千葉県が目指すべき医療提供体制を実現するための施策に沿う次の病床について、優先して配分を行う。
 - ア 高齢化等により、今後、患者数が増加すると見込まれる疾患に対する病床
 - イ 地域医療構想において不足している医療機能に係る病床
 - ウ その他、千葉県保健医療計画の実現に向けて必要な病床
- 2 上記以外の医療施設の整備に係る病床配分は、1 による病床配分の状況を勘案しながら、可能な場合に行う。

2 感染症病床

不足している第一種病床については、全県において第一種の施設基準を満たす医療機関に配分する。

ただし、平成31年3月までの着工を条件とする。

●病床配分の今後のスケジュール（案）

6月8日（水）	・配分希望事業者の公募開始
～ 8月19日（金）	・事業計画書受付
秋以降	・事業計画ヒアリング
平成29年 1月～3月頃	・医療審議会病院部会で配分案を審議 ・知事が病床配分事業者を決定、通知